

意見・質問の要旨	説明・回答の要旨
1. 平成19年6月18日付けの「水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書」で取りまとめられた入札談合防止対策の取組状況について	
(多様な発注方式の採用) ・19年度多様な発注方式の実施例中で、水門設備工事の占める件数が非常に大きいように見えるのは、入札談合防止対策の関係で多くなったのか。 (監察監査機能の強化充実) ・監察監査機能の見直し、体制の見直しをどう図っていくのか。 (その他) ・今回の談合防止対策は、刑法的な観点の対策が中心だが、発注者のコスト意識を高めるといった観点からの談合防止対策の取組も必要。 ・多様な発注方式の導入により、受注者の調整によらざるを得なかったところが、どう改善されたのかを把握すべき。 ・実態に合わない入札契約制度であれば、そのうちどこかで、また受注調整が復活してくるおそれがあるので、十分な検証が必要。	・多様な発注方式そのものは水門工事に限らず進めていたが、水門工事については先般の談合事件があった関係で、原則、発注規模の小さなものは本体設備一括発注方式を、大きなものは詳細設計付一括発注方式を採用することで、試行していることによるもの。 ・19年度の定期監察の中で、今回の入札談合対策の取り組み状況を監察することとし、全地方整備局、北海道開発局等国土交通省の地方支分部局を対象に実施中。また、不正行為の監視に必要な組織体制の整備を要求中。 ・まだ19年度の試行を始めたところであり、今後、完了工事がでてきた段階で検証作業も実施する予定。 ・基本設計をコンサルが行い、本当に能力があったのかどうか、不透明な事実関係がなかったのかどうか等を、検証する中で、実態に合った制度になっているかチェックをしていきたい。
2. 談合疑義事案報告について	
・報告された案件は、地方整備局等の発注規模が	・工種の種類によって、小規模な発注となる

らすると、小規模な工事と考えてよいか。 ・談合情報が報道機関からもたらされたのか、その他からか、内訳は把握できているのか。 ・入札談合を防止する観点から、さらに、談合疑義案件のチェックの仕方を検討することが課題。	ものがあり、また、工事希望型で発注するものも小規模なものである。 ・各地方整備局からの報告書に記載されているので、整理は可能。
3. 入札結果の事後的・統計的分析について	
・短期間ではなく、過去からのデータの蓄積による統計的な分析が必要であるので、今後も分析を続ける必要がある。 ・コンサルに係る低入札調査制度の調査件数がない理由は何か。	・会計法に基づく低入札価格調査制度がなかったため、まだ低入札の統計データがない。
4. 随意契約の見直しについて	
・この会議が随意契約の適切性チェックの役割を担うことは大変有意義。 ・意図したとおりに随意契約の見直しが進まなかった原因は、民間企業の供給能力が育っていなかったこと、発注者側に気心が知れた者に受注してもらいたいとの意識があったことの2点にある。この2つの原因を解決しないと随意契約の競争性は高まらない。 ・随意契約をやめると成果物の品質低下のおそれがある。随意契約の余地は残すべき。その代わり、透明性確保のため第三者の評価を仰ぐべき。 ・成果物の品質維持方策なしに競争性を高めると、かえって国民にはマイナスであり、そこもチェックをすべき。 ・もし、企画競争を行って一者しか入札がなかった場合は公募と同じになるのか。	・指摘のとおり、実態を見ながら制度を組み立てて運用していく必要があり、継続的に随契でやるべきものと民間に委ねるものと仕分けしていくことが必要。 ・一者が応募したらその一者の提案について審査を行い、それが適切であればその者と随意契約を行う。

・公募か企画競争かは区分けが多少曖昧なので、全部企画競争で行う方がよいのではないか。 ・建設コンサルタントの業界がもっと機能を果たしてくれるようにならないと競争性が高まらない。業界が混乱している状況の下で競争性を高めても、不良不適格業者の排除はできない。建設関連業界のビジョンを総合的に考えていく必要がある。	・公募は特定の技術とか特定の設備が明らかに見えていて、それを具備しない他者は応募困難なケース。企画競争はそういう難しさはなくて、企画力勝負。結果的に一者しか応募しない企画競争になると、公募にかなり近い随契になる。 ・指摘のとおり、新しいシステムを構築するため、全体を見据えて、国交省全体で、産業界からあるいは発注者の面から整理をしているところ。 コンサル関係の品質確保のための委員会を設置し、その中でダンピング対策、成果品の品質のチェック方法、良い仕事をした者が総合評価の中できちんと評価される仕組み等を早急に構築したい。
5. その他について	
特になし	